

○農林省令第五十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第一百五十一号）
第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規
則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十六年七月十三日

農林大臣 赤城 宗徳

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
（第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「青森」の下に、「八戸」
を、「古古」の下に、「大船渡、石巻」を、「岩手」
の下に、「平生」を加え、同条第二項第一号中「八
戸、石巻」を「鹿島」に改め、「三田尻中岡」の
下に、「宇和島」を加え、同項第二号中「留萌」
の下に、「大分」を加え、同項第三号中「八戸、大
船渡、石巻」を「柏崎」に改め、「木更津」の下
に、「柳井崎」を加え、「平生」を「竹原」に改め、
「三田尻中岡」の下に、「山口」を、「萩」の下に
、「鹿間、宇和島」を、「伊予三島」の下に、「須
崎」を加える。

附 則

この省令は、昭和四十六年八月一日から施行す
る。